

和歌山県移住者起業補助金交付要綱

平成 24 年 4 月 2 日制定

平成 27 年 9 月 7 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

(趣旨)

第 1 条 知事は、現役世代の和歌山県への移住を促進し、県内各地域の振興を図るため、県外から県内「移住推進市町村（地域）」に移住し起業をする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「移住推進市町村（地域）」及び「受入協議会」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「移住推進市町村（地域）」とは、市町村職員によるワンストップ相談員を配置し、受入協議会を設置して移住を推進している和歌山県内の市町村（地域）
- (2) 「受入協議会」とは、移住推進市町村（地域）の住民等で構成され、移住を支援している協議会

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、概ね 10 年以上定住する意志を持ち、県内で新たに起業する者で、別に定める要件を満たす者とする。ただし、次に掲げる要件に該当する者は、補助対象外とする。

- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象となる事業は、要綱第 3 条で規定する補助対象者が、県内で地域資源（農林水産物、伝統的生活文化や自然環境等）を活用して起業するにあたり、その起業に必要な施設等の整備を行う事業で、知事が別に定める審査会での審査を経て決定する。

(交付の対象経費及び補助率)

第 5 条 補助対象事業における補助対象経費及び補助率・補助限度額は次のとおりとする。

対 象 経 費	補助率・補助限度額
起業に必要な施設、機械設備、工具器具の購入、賃借または修繕にかかる費用 ※ただし、消費税及び地方消費税は対象外	(補助率) 10 分の 10 (限度額) 100 万円

(事業申請書の様式等)

第6条 補助事業を申請しようとするものは、別に定める期限までに次の書類を知事に提出しなければならない。

書類	様式	提出部数	提出期限
移住起業計画書	別記第1号様式	正1部、副2部	別途知事が指定する日

(交付申請書の添付書類の様式等)

第7条 規則第4条に規定する補助金等交付申請は、要綱第4条に定める審査会の審査を経て内定された者が行い、その申請書及び添付すべき書類の様式等は次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
移住者起業補助金 交付申請書	別記第2号様式	正1部	知事が別に定める。
移住起業計画書 (収支予算書含む)	別記第1号様式	正1部、副2部	知事が別に定める。

(交付条件)

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合（補助事業の達成に支障を来すことなく、かつ事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。）
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その利用にあたっては、事業の継続に向けて効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) 補助事業完了後5年間は、各年度の事業の状況について知事に求められた場合、事業状況報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならないこと。

(変更の承認)

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第4号様式）に変更内容の分かる書面を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
移住者起業補助金実績報告書	別記第5号様式	正1部、副2部	知事が別に定める。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、補助対象事業により整備された施設等について現地で検査を行ったうえで、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するかどうかを検討し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 前項の現地での検査は、申請者の立会いのもと行うこととし、申請者は現場での立会いを求められたときは、特別の事情のない限り協力しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定に基づく補助金の額の確定を行ったのちに、原則精算払により補助金を交付する。

2 補助金の交付の目的を達成するため必要と認められるときは、前項の規定にかかわらず概算払（別記第10号様式）により補助金を交付することができる。ただし、概算払の金額は、必要かつ最小限度の範囲内とする。

(書類の経由)

第13条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、移住推進市町村長及び当該市町村を管轄する振興局長を経由するものとする。この場合において、当該市町村長は別記第6号、第7号、第8号、第9号、第11号様式によりそれぞれ進達を行う。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、事業完了後に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合、知事の承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（消費税及び地方消費税の額を除く。）の機械及び器具

(3) その他知事が特に必要があると認めて指定するもの

ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間若しくはこれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。